小作爭議調査表

No. 1

（昭和　年　月分）

項目	内容
場所	三井郡弓削村大字上弓削
關係人員	地主 村井彦吉 小作人 諏訪伝次郎
地主關係團体	ナし
發生	昭和七年八月二十八日
終熄	昭和〃年十月十八日
關係地種類面積	
小作人關係團体	全農縣聯（本部派） 筑後農民組合
原因	小作料の違算により小作人側にて既納超過小作料支拂命令を八月二十八日久留米区裁判所に対し申請す
要求事項	自大正十一年至昭和五年迄小作料超過徴収額五石一斗八升四合 金百二十九円六拾銭也 （石二十五円見積） 金五円七十八銭 督促手数料 合計百三十五円三十八銭也
經過	八月二十日 地主誤算に基くものとし金の上解決を確しの内容証明を発せしも回答せず 九月八日 久留米区裁判所に異議申立をせり（地主側） 九月廿四日 於久留米区裁判所第一回口頭辯論開催 十月十八日 三井郡北野町堤江鶴松の調停にて双方互讓円満解決
結果	地主より金五十円を支給す

財團法人 協調會福岡出張所

三五	京都郡行橋町大橋外新田及今元村外全區	七年一二、二八		田 八十町	柏木勘八郎 外四〇	出口養造 外六五
三六	浮羽郡吉井町大字竹重	七年一二、二八	八年一、一三	田 二反四畝十四歩	吉井町当局	西見作太郎 外十三
三七	筑紫郡大宰府町大字[illegible]	一二、一九		田 一反七畝十歩	小野孫之助	力丸小太郎
三八						
三九						
四〇						
四一						
四二						
四三						
四四						
四五						
四六						